

## 第28回 旧RD最終処分場問題連絡協議会の開催結果

■日 時 平成31年3月13日（水）19：00～21：10

■場 所 栗東市コミュニティセンター治田東

## ■主な質疑・ご意見

## 1. 前回の開催結果の確認について

○旧栗東町の家庭系ごみについて、県有地の土地所有者の法的責任の整理状況を下記のとおり報告しました。

⇒まだ最終的な報告に至っていないが、法的責任について顧問弁護士に相談したところ、「調査結果がない段階では具体的に論じられないが、基準値以上の有害物質が検出され顕著な危険が生じているような場合には、土地の所有者として責任を問われる可能性もある」との見解であった。

そこで、家庭系ごみによる生活環境への支障の状況を調べるため、地下水の調査を計画した。6月末に調査し9月以降の連絡協議会までに結果が判明する予定である。結果を踏まえて住民の皆様にも相談し、必要な措置をとることとしたい。

○協議会から提案があった、経堂池の水質調査回数の変更の提案について小野自治会から下記のとおり報告がありました。

⇒平成31年2月3日に開催した総会で議案として諮ったところ、従前のとおり年4回の水質調査を求めることとなったとの報告がありました。

## 2. 平成30年度第3回モニタリング調査結果について

◇工事が始まってからの効果について、モニタリング調査結果から一例を示して説明してほしい。

⇒11ページのNo.3-1井戸は、ほう素が基準を超えていたが、昨年6月から急激に低下しており、地下水の流れの上流のD工区で廃棄物の掘削と底面遮水による影響で低下していると思われると回答しました。

## 3. 工事等の進捗状況について

◇今回の説明資料でドラム缶の掘削数が626本であると初めての報告になるのか。また、「内容物なし」とはどういう意味か？

⇒滋賀県のホームページに平成17年度と19年度の調査で個数と内容物、分析結果を載せておりますが、現時点での集計結果は初めて報告するものです。また、「内容物なし」とは、発見された時はドラム缶本体の金属部分だけで、中身は無く、周辺の土に油が滲みだした形跡も無い状態であるものと回答しました。

◇出てきたドラム缶には、何か汚染状況との相関関係のようなものがあるのか。

⇒たくさん埋められたと証言があったところでは、VOC（有機塩素系の化合物）が土壌基準を超えたところもみられると回答しました。

## 4. 二次対策工事後のモニタリング調査計画案について

○工事後の調査計画について、基本項目である調査地点や調査項目等については御理解をいただき決定させていただきました。次回以降は詳細項目について、また

計画案を示させていただき御意見をいただき、また、アドバイザーの先生に御意見をいただき検討していきたいと説明しました。

◇経堂池の調査について議論があったが、表流水（洪水調整池から放流される）により経堂池は処分場の影響を受けるのか。

⇒雨水のうち地表面を流れる表流水は、地下のゴミと触れずに洪水調整池に入り経堂池に流れます。計画案で池を調査しないのは、処分場以外からも水が流入する池より、手前の洪水調整池で調査する必要があると考えていると回答しました。

その他、二次対策工事後等については下記の質疑がありました。

（工事後について）

◇モニタリング期間中の現場の状況はどうなっているのか。常時監視の現場事務所があり、周りに侵入防止のフェンスがあるのか。

⇒平面部や法面には、場外から搬入した土砂で50センチの覆土をし、法面にはシート等でキャッピングをします。フェンスは外周に設置する予定ですが常時監視の現場事務所の設置予定はありません。工事後の管理計画案についてはまたご協議させていただき考えであると回答しました。

◇5年のモニタリング調査が終了し事業が完了した時にこの県有地はどうなるのか。

⇒廃棄物が埋まっている状態であるため土地利用については制限がある。今後の利用については、住民のみなさまや栗東市の意見を聞きながら検討することになりますが、工事後5年間はモニタリング調査を継続するため少なくともその期間は土地利用ができないものと考えていると回答しました。

◇覆土をして何年も放置していると草木が生えてくるので、そのようにならないようにしてほしい。また、桜の木を植える等の検討をしてほしい。

⇒工事後は土地を適正に管理をしていきます。覆土が50センチなので廃棄物に根が張り高い木を植えることはできないと考えていると回答しました。

（北尾団地広場について）

◇処分場内にある北尾団地の広場の面積、貸付期間、貸借契約書はあるのか。

⇒広場の面積は約1反程度で、令和5年（平成35年）3月までの期間となっている契約書はありますと回答しました。

◇北尾団地に広場として土地を貸付けることに反対である。なぜ、県はそこまでしなければならないのか。

⇒北尾団地は二次対策工事箇所と隣接していることもあり、また、団地から土地の利用の要望を受けたことによるものと回答しました。

◇自治会の広場として利用するなら一定の基準に従い安全性を確保しなければならない。広場としての使用は安全なのか。支障除去事業として工事がまだあるのか。

⇒当該区域については、他の工区で今後行うのと同様に、廃棄物の飛散流出を防ぐため50cmの覆土を行ったため、地下は別として、地上で子どもが直接ごみに触れることはなく安全だと考えていると回答しました。

## 5. その他

意見なし。